



令和4年度

償却資産（固定資産税）の申告について



甲賀市

申告は令和4年1月31日（月）までにお願ひします

- ★ 提出先は、甲賀市役所税務課資産税係です。郵送される際には、下記のラベルを切り取ってご使用ください。
- ★ 申告は、電子申告サービス（エルタックス）でも受付しています。詳しくは、
<https://www.eltax.lta.go.jp>  もしくは <http://www.city.koka.lg.jp/5533.htm> 
をご覧ください。
- ★ 償却資産をお持ちでない場合や、転出・廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- ★ 前年中に資産の増加・減少がない場合でも、申告書は必ず提出してください。

※既に申告書をご提出いただいているなど、この申告案内と行き違いがございましたらご容赦ください。

【問い合わせ先】

甲賀市役所 税務課 資産税係
電話 0748-69-2129
FAX 0748-63-4574

〒528-8502

滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

甲賀市役所 税務課資産税係 行

【償却資産申告書在中】

目次

1 ページ目

- ◎固定資産税における償却資産とは
- ◎申告が必要な資産

2 ページ目

- ◎申告が不要な資産
- ◎リース資産
- ◎実地調査について
- ◎過年度取得資産について

3 ページ目

- ◎地方税（固定資産税償却資産）と国税の主な違い
- ◎評価額の計算方法（旧定率法）

4 ページ目

- ◎価格の決定・税率について

5 ページ目

- ◎償却資産の申告について
- 1. 申告が必要な方
- 2. 提出する書類

6 ページ目

- ◎減価償却内訳明細書添付のお願い
- ◎申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合
- ◎同封している様式について
- ◎郵送での控えの返送について
- ◎申告書の送付について

7 ページ目

- ◎償却資産申告書の記入例

8 ページ目

- ◎種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

9 ページ目

- ◎種類別明細書（減少資産用）の記入例

10 ページ目

- アパート・駐車場等の事業を営んでいる方へ
- ◎不動産賃貸業の償却資産の申告について
- ◎家屋と償却資産の区分について
- ◎該当する主な資産と耐用年数
- ◎償却資産と家屋の区分について（例示）

11 ページ目

- ◎課税標準の特例措置にかかる主な特例一覧

◎固定資産税における償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営しておられる方が、その事業のために用いることのできる資産（土地及び家屋以外）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入される性格のものを償却資産といいます。

償却資産の所有者は、地方税法383条の規定により、1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、毎年1月31日までに必要な事項をその所在する市町村長に申告する義務があります。

〈主な償却資産の種類と具体例〉

1. 構築物 (建物付属設備を含む)	煙突、水槽、舗装路面、門塀、庭園、ネオン塔、ネットフェンス、緑化施設、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備、屋外の給排水設備等
2. 機械及び装置	工作機械、織機、印刷機械、各種産業用機械及び装置、太陽光発電設備、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号：「0」「00～09及び000から099」）等
3. 船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4. 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5. 車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号：「9」「90～99」「900～999」）、台車等 (自動車税、または軽自動車税が課されるものを除く)
6. 工具、器具 および備品	切削工具、作業工具、机、椅子、応接セット、陳列ケース、テレビ、ルームエアコン、冷蔵庫、自動販売機、測定機器、計算機、看板、金庫、理容・美容機器、医療機器、娯楽スポーツ機器等

◎申告が必要な資産

令和4年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産ですが、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告が必要です。

- ・建設仮勘定で経理されている資産
- ・決算期以降1月1日までに取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ・簿外資産（帳簿には記載されていない資産で、現に所有している資産）
- ・遊休・未稼働資産（1月1日現在稼働していないが、事業の用に供することができ、かつ、必要なときすぐに稼働させることができる資産）
- ・償却済資産（償却可能限度額まで減価償却が終わり、備忘価格のみ帳簿に計上されている資産）
- ・赤字決算等のため減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却可能な資産
- ・資産の所有者が、他の者に貸し付けて、事業のために供している資産
- ・改良費（資本的支出として資産計上されたものは、本体とは別の新たな資産となります）
- ・企業等がその社員のために設置している福利厚生施設（医療用施設、食堂施設、寮・社宅、娯楽施設、保養所等）内にある備品など間接的に事業の用に供されている資産
- ・美術品（書画・骨董等）(時の経過により価値が減少しないことが明らかなものを除いて取得価格が100万円未満のもの)

◎申告が不要な資産

- ・自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの（小型特殊自動車は軽自動車）
 - ・無形固定資産（例：ソフトウェア、特許権、商標権、電話加入権）
 - ・たな卸資産（商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等）
 - ・耐用年数1年未満の資産
 - ・美術品（書画、骨董等）で歴史的価値を有し代替性のないもの
（複製品のようなもので、単に装飾目的のみに使用されているものは申告の対象）
 - ・取得価格が10万円未満で、一時に損金に算入されている資産（※）
 - ・取得価格が20万円未満で、一括して3年間で償却する減価償却資産（※）
- （※）取得価格が同じであっても、償却資産の申告が必要かどうかは会計処理（償却方法）の選択により異なります。下の表で○のついた資産は申告が必要となりますのでご注意ください。

	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時損金算入	×			
3年一括償却	×	×		
中小企業特例	○	○	○	
個別減価償却	○	○	○	○

（○：申告対象、×：申告対象外）

◎リース資産

平成19年度税制改正およびリース取引に係る会計基準の変更により、ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リース取引が、税務会計上売買取引として扱われることになりましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおり原則としてリース会社等資産の貸主（所有者）が当該資産を申告する必要があります。ただし所有権留保付割賦販売は、原則として貸借人（買主）が申告してください。

◎実地調査について

地方税法第353条及び408条の規定により、実地調査や帳簿書類等の調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。

◎過年度取得資産について

申告もれなどの資産を申告された場合、申告された年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度まで遡及することになります。ただし、地方税法第17条の5により最大5年を限度とします。なお、過年度分の課税が発生した場合、通常の納期とは異なり一括で納付いただくことになります。

◎地方税（固定資産税償却資産）と国税の主な違い

項 目	固定資産税の取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は、固定資産税定率法を適用 （固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる。） ※法人税法の旧定率法で用いる減価率と同じ	建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制 （定率法選択の場合） ※平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法」（200%）を適用 ※平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法」（250%）を適用 ※平成19年3月31日までに取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳制度（注1）	× 認められていない。	○ 認められている。
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	× 認められていない。	○ 認められている。
増加償却（注2）（所得税・法人税）	○ 認められている。	○ 認められている。
評価額の最低限度	取得価額の5/100	備忘価額（1円）まで
改良費	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する）	原則区分評価

（注1）圧縮記帳の制度は認められていませんので、圧縮額を含めた実際の取得額を記入して下さい。

（注2）増加償却を行われた場合は、税務署への届出書の写しを添付して下さい。

※ その他 短縮耐用年数承認を受けている場合は、国税局の承認通知書の写しを添付して下さい。

◎評価額の計算方法（旧定率法）

申告していただいた資産を1件ずつ取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し、評価額を算出します。

【前年中に取得のもの】

取得価額×前年中取得のものの減価残存率（A）＝評価額

【前年前に取得のもの】

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率（B）＝評価額

毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%に達するまで償却します。

評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%となります。

※（A）及び（B）は、別添資料固定資産税（償却資産）申告の手引の減価残存率表を参考にして下さい。

(例えば) 取得価額：1,000,000円、取得価額の5%：50,000円

取得時期：令和3年9月、耐用年数：4年

減価残存率：(前年中) 0.781、(前年前) 0.562

年度	評価額の求め方	評価額
令和4年度	1年目は半年償却 $1,000,000 \times 0.781 = 781,000$	781,000
令和5年度	2年目以降前年評価額に減価残存率を乗じる $781,000 \times 0.562 = 438,922$	438,922
令和6年度	$438,922 \times 0.562 = 246,674$	246,674
令和7年度	$246,674 \times 0.562 = 138,630$	138,630
令和8年度	$138,630 \times 0.562 = 77,910$	77,910
令和9年度	$77,910 \times 0.562 = 43,785 < 50,000$ 評価額5% (50,000) より小さいため、評価額は50,000円	50,000

令和9年度での算出額が取得価額の5%より小さくなりますので、以降、償却資産が無くなるまで50,000円で評価されます。

(償却済資産であっても、資産を事業の用に供している間は固定資産税の課税標準額の対象となります。)

◎価格の決定・税率等について

区分	説明
価格の決定	償却資産の価格等は、申告された資産の取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価し、3月31日までに市長が価格(評価額)を決定します。
決定価格	「評価額の合計」が決定価格になります。(「課税標準額の特例」の適用がある場合を除き、決定価格が課税標準額となります。)
課税標準額	1月1日現在の価格(評価額)で、課税台帳に登録された価格をいいます。
税額・税率	税額(100円未満切捨て)は土地、家屋と合算して、 課税標準額(1,000円未満切捨て)×税率1.4%で算定します。
免税点	課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。 ただし、地方税法第383条の規定により申告しなければなりません。
納期	一括または4回(5月・7月・12月・2月)に分けて納めていただきます。

◎償却資産の申告について

1. 申告が必要な方

工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートを貸し付けている方等の事業を営んでいる方で、1月1日現在、甲賀市内に事業の用に供することができる償却資産を所有している方が対象となります。所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。

2. 提出する書類

(1) 必ず提出していただくもの

①償却資産申告書
<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年1月1日現在において所有されているすべての償却資産について記載してください。 ・所有者に変更（死亡や名義変更等）があった場合は、朱書きで訂正のうえ申告してください。廃業されている場合は、備考欄に「◎年◎月廃業」と記入してご提出ください。 ・独自の申告書を使用される場合は、所有者コード確認のため本市の申告書の添付をお願いします。
②種類別明細書
<p>【増加資産がある場合】 資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数・増加事由を必ず記載してください。</p> <p>【減少資産がある場合】 抹消コードは、資産コードを記入してください。</p> <p>※ 減少した資産の一覧がないと確認作業が困難となります。種類別明細書（減少資産用）が無い場合、独自様式で結構ですので資料添付をお願いいたします。</p>

(2) 該当する資産がある場合に提出していただくもの

- 課税標準の特例がある資産を所有されている場合…事実を証明する書類（写）
- 増加償却をされた場合・・・・・・・・・・・・・税務署長への届出書（写）
- 短縮耐用年数を適用された場合・・・・・・・・・・・・・国税局長の承認通知書（写）

(3) 番号法に定める本人確認の実施

平成28年1月1日以後に提出する償却資産申告書の様式にマイナンバー（個人番号）・法人番号記載欄が追加されました。これにより、個人番号を記載した申告書を提出いただく際、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施させていただきます。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。また、郵送の場合は本人確認資料の写しを添付しご提出ください。なお、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合や電子申告（eLTAX）による申告の場合には、本人確認資料の提示・添付は不要です。

I. 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「個人番号カード」「通知カード」「住民票の写し（個人番号付き）」等
身元確認資料	「個人番号カード」「運転免許証」「旅券」等

II. 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」 「本人の住民票の写し（個人番号付き）」等
代理人の身元確認資料	「代理人の個人番号カード」「代理人の運転免許証」「代理人の旅券」 「代理人の税理士証票」等
代理権確認資料	「委任状」「税務代理権限証書」等

◎減価償却内訳明細書添付のお願い

適正・更正な課税を推進するため、申告書の内容と照合いたします。資産名称、取得年月、取得価格、耐用年数、数量の分かる資料提出のご協力をお願いいたします。

- (1) 法人事業者の場合：法人確定申告書「別表16」の基となった減価償却資産の内訳
 - (2) 個人事業主の場合：確定申告提出用の決算書または収支内訳書の減価償却資産の内訳
- ※固定資産台帳や減価償却資産の計算書等

◎申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条および甲賀市税条例第75条の規定により過料が科されることがあります。また虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

◎同封している様式について

様式は各1部ずつ同封しておりますが、足りない場合は増刷りしてお使いください。あるいは、市HPに掲載している様式をご利用ください。

◎郵送での控えの返却について

申告書の控えが必要な場合は、住所・宛名を記入し必要分の切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。
同封のない場合は返送いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

◎申告書の送付について

電子申告(eLTAX)や独自システムによる帳票での申告の方で、申告書の送付が不要な場合はご連絡ください。次年度よりハガキでのご案内とさせていただきます。

◎償却資産申告書の記入例

【1】住所（又は納税通知書送達先）及び電話番号を記載し、ふりがなを付してください。

【3】マイナンバー（個人番号）又は法人番号を記入してください。

【4】事業内容を具体的に記載してください。

【5】事業開始年月を記載してください。

【6】【7】この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を、税理士等に委託されている場合はその方の氏名、電話番号を記載してください。

【8】～【14】該当する方を○で囲んでください。

【2】氏名、ふりがなを記載してください。所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。屋号があれば記載してください。

令和3年1月1日以前に取得した資産（令和3年度に申告された資産の取得価額）が印字されています。

前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

(イ)-(ロ)+(ハ)によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

受付印	年月日	令和4年度		※所有者コード		
滋賀県甲賀市長 岩永 裕貴 様		償却資産申告書（償却資産課税台帳）		123456789		
1 (ふりがな) 住所 又は納税通知書送達先	こうかしみなくちちょうみなくち6053ばんち 甲賀市水口町水口6053番地 (電話 0748-69-2129)		3 個人番号又は法人番号	1234567890123	8 短縮耐用年数の承認	有・無
2 (ふりがな) 氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	かぶしきがいしゃ こうがこうぎょう だいはいようとりしまりやく こうが にんたろう 株式会社 甲賀工業 代表取締役 甲賀 忍太郎 (屋号)		4 事業種目 資本等の金額	機械製造 (50 百万円)	9 増加償却の届出	有・無
			5 事業開始年月	昭和52年4月	10 非課税該当資産	有・無
			6 この申告に回答する者の係及び氏名	(電話)	11 課税標準の特例	有・無
			7 税理士等の氏名	(電話)	12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
					13 税務会計上の償却方法	定率法 定額法
					14 青色申告	有・無
資産の種類	取 得 価 額		15 市(区) 町村内における事業 所等資産の所在地		16 借用資産	貸主の名称等
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	(有・無)	株式会社 たぬきリース
1 構築物						
2 機械及び装置	1,000,000	300,000	3,500,000	4,200,000		
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬具	3,000,000			3,000,000		
6 工具、器具及び備品						
7 合計	4,000,000	300,000	3,500,000	7,200,000		
資産の種類	※ 評 価 額 (ホ)		※ 決 定 価 格 (ヘ)		※ 課 税 標 準 額 (ト)	
1 構築物						
2 機械及び装置						
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬具						
6 工具、器具及び備品						
7 合計						
				17 事業所用家屋の所有区分		
				自己所有・借家		
				18 備考(添付書類等)		
				該当項目がある場合はチェックして下さい。		
				<input type="checkbox"/> 該当資産無し		
				<input type="checkbox"/> 前年度より増減無し		
				<input type="checkbox"/> 市内事業所無し		
				<input type="checkbox"/> 解散・廃業・合併等		
				解散・廃業・その他()		
				年 月		

第二十六号様式

提出用・控え用

【15】甲賀市内にある事業所等資産の所在地を記載してください。

【16】償却資産を借用されている方は、資産の貸主（リース会社等）の氏名（名称）、住所を記載してください。

【17】事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。

【18】該当項目がある場合はチェックしてください。特例適用資産がある場合、その根拠法令や添付書類を記載ください。

◎種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

この明細には前年中（令和3年1月2日～令和4年1月1日）に取得した資産及び他からの移動資産、又は前年以前に取得した申告漏れ資産があれば記載してください。

【資産の名称等】
漢字数字ひらがなカタカナアルファベット等使用し、資産の名称を記載してください。

【取得年月】
3.昭和
4.平成
5.令和

【取得価額】
当該資産の取得価額を右詰めで記載してください。

【耐用年数】
該当資産に適用する耐用年数を、法定耐用年数（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、2及び5、6）に基づいて記載してください。

- 【資産の種類】
1. 構築物
 2. 機械及び装置
 3. 船舶
 4. 航空機
 5. 車両及び運搬具
 6. 工具、器具及び備品

※所有者コード		※		令和 4 年度		種類別明細書（増加資産・全資産用）		所有者名				1 枚目のうち				
123456789								株式会社 甲賀工業				1 枚目				
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	※課税標準の特例		課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年	月					率	コード			
1	2		コンベア	1	5	3	4	100,000	8						1・2 3・4	
2	2		太陽光発電設備一式	1	5	3	4	3,300,000	17						1・2 3・4	
3	2		プレス機（中古）	1	5	3	11	100,000	7						1・2 3・4	
4															1・2 3・4	
...															1・2 3・4	
14															1 3・4	
15															1・2 3・4	
16															1・2 3・4	
17															1・2 3・4	
18															1・2 3・4	
19															1・2 3・4	
20															1・2 3・4	
小計								3,500,000								

- 【増加事由】
1. 新品取得
 2. 中古取得
 3. 移動による受入
 4. その他

【摘要】
課税標準の特例、非課税資産、減免等に該当する資産の適用条項等を記載ください。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

◎種類別明細書（減少資産用）の記入例

この明細には前年中（令和3年1月2日～令和4年1月1日）に減少した資産及び他への移動資産、又は前年以前に減少した申告漏れ資産があれば記載してください。

【資産の名称等】
減少した資産の名称を記載してください。

【取得年月】
3.昭和
4.平成
5.令和

【取得価額】
減少した資産の取得価額を右詰めで記載してください。一部減少の場合は減少した額を記載してください。

【耐用年数】
該当資産に適用していた耐用年数を記載してください。

【減少の事由及び区分】
当該資産が減少した事由及びその区分について、該当する番号を○で囲んでください。減少の区分が一部に該当する場合は、「取得価額30万円のうち10万円減少」等、取得価額及び減少した額を記載してください。その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記載してください。

【資産の種類】
1.構築物
2.機械及び装置
3.船舶
4.航空機
5.車両及び運搬具
6.工具、器具及び備品

【抹消コード】
同封の種類別明細書より、前年中に減少した資産の資産コードを記載してください。

※所有者コード		※	令和 4 年度				所有者名		1 枚目のうち						
123456789			種類別明細書（減少資産用）				株式会社 甲賀工業		1 枚目						
行番号	資産の種類	抹消コード (資産コード)	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				摘要
					年号	年	月				1 売却	2 減失	3 移動	4 その他	
1	2	2	コンプレッサー	1	4	20	1	100,000	10	記入不要	①・2・3・4	①・2			
2	2	4	プレス機	1	4	25	6	200,000	10		1・②・3・4	1・②	取得価額40万円(2台)のうち20万円(1台)減少		
3											1・2・3・4	1・2			
4											1・2・3・4	1・2			
5											1・2・3・4	1・2			
6											1・2・3・4	1・2			
16											1・2・3・4	1・2			
17											1・2・3・4	1・2			
18											1・2・3・4	1・2			
19											1・2・3・4	1・2			
20											1・2・3・4	1・2			
小計								300,000							

第二十六号様式別表二（提出用）

アパート・駐車場等の事業を営んでいる方へ

◎不動産賃貸業の償却資産の申告について

アパート・駐車場等の不動産賃貸業を営んでいる方で、事業用資産を所有する場合は償却資産として課税の対象となります。償却資産の所有者は地方税法第383条の規定により、その申告が義務付けられています。耐用年数が経過し減価償却済みとなった資産であっても、事業のために所有されている限り毎年申告が必要になります。資産の増減がない場合も同様に毎年申告が必要です。

◎家屋と償却資産の区分について

建物本体や電気設備、衛生設備、空調設備等の附帯設備の中で、家屋と構造上一体となっているものについては家屋に該当するため、償却資産の対象にはなりません。

◎該当する主な資産と耐用年数

資産の種類	資産	耐用年数
構築物	駐車場などのアスファルト舗装	10年
	コンクリート舗装、コンクリートブロック塀	15年
	外周フェンス（金属製）、外灯	10年
	側溝	15年
	屋外給排水設備	15年
	緑化施設（花壇など）	20年
	自転車置き場、ごみ置き場	7年
機械および装置	受変電設備	15年
	無人駐車管理装置（オートロック式、ゲート式）	5年
	バイク及び自転車用の駐輪装置	10年
	太陽光発電設備	17年
工具・器具および備品	冷暖房設備（ルームエアコン・蓄熱暖房機など）	6年

※上記の耐用年数は標準的なものであり、構造または用途により異なる場合があります。

減価償却資産の耐用年数表に関する省令により、必要経費に算入されている耐用年数での申告をお願いします。

◎償却資産と家屋の区分について（例示）

設備の種類	償却資産とするもの	家屋とするもの	
電気設備	動力配線設備	特定の生産や業務用のもの	左記以外のもの
	照明器具設備	外灯、非常用（誘導灯、非常灯）	屋内のもの
	その他	電力引込工事、中央監視装置、受変電設備、予備電源装置、LAN設備	電灯コンセント配線設備
給排水設備	水道引込設備、屋外の給排水設備、特定の生産や業務用のもの	屋内の給排水設備	
給湯設備	屋外の配管 給湯器（屋内壁掛型）	貯湯式給湯設備 給湯器（屋外据置型）	
ガス設備	屋外の供給本管（メーター外側）、引込工事	配管、バルブ、ガスカラン	
空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産や業務用のもの、クリーンルーム設備	家屋と一体となっている設備（ビルトインエアコン等）	
その他	ごみ処理設備、広告塔、看板、外構等	作り付けの家具、自動扉等	

※その他の設備について、償却資産の対象となるかどうか不明の場合はお問い合わせください。

◎課税標準の特例措置にかかる主な特例一覧

根拠法 (地方税法)	対象資産	特例 割合	添付書類
第349条の3 第3項	農業協同組合、中小企業同組合が取得した共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの	1/2	補助金、交付金、貸付等の申請書(写)の書類等
第349条の3 第27項	家庭的保育事業の認可を得た者が当該事業の用に供する償却資産	1/3	認可を受けたことが確認できる書類等
第349条の3 第28項	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が当該事業の用に供する償却資産	1/3	認可を受けたことが確認できる書類等
第349条の3 第29項	事業所内保育事業(利用定員5人以下)の認可を得た者が当該事業の用に供する償却資産	1/3	認可を受けたことが確認できる書類等

根拠法 (地方税法附則)	対象資産	特例 割合	添付書類
第15条 第2項第1号	汚水又は廃液処理施設	1/2	処理施設設置届出書、処理過程図の書類等
第15条 第2項第5号	下水道除外施設	3/4	除外施設設置届出書、施設の仕様書の書類等
第15条 第27項	特定太陽光発電設備 (1,000kw 未満) 【認定外発電設備】	2/3	再生可能エネルギー事業費補助金交付決定通知書(写)、仕様書、見積書の書類等
	特定太陽光発電設備 (1,000kw 以上) 【認定外発電設備】	3/4	
	特定風力発電設備 (20kw 未満)	3/4	再生可能エネルギー発電設備認定通知書(写)、電力事業者との特定契約書(写)、仕様書、見積書の書類等
	特定風力発電設備 (20kw 以上)	2/3	
	特定水力発電設備 (5,000kw 未満)	1/2	
	特定水力発電設備 (5,000kw 以上)	3/4	
	特定地熱発電設備 (1,000kw 未満)	2/3	
	特定地熱発電設備 (1,000kw 以上)	1/2	
	特定バイオマス発電設備 (10,000kw 未満)	1/2	
	特定バイオマス発電設備 (10,000kw 以上 20,000kw 未満)	2/3	
第64条	中小事業者等が新規取得した先端設備等	0	認定申請書及び認定書(写)、工業会の証明書などの書類等

・その他の特例措置につきましては、税務課資産税係までお問い合わせください。